平成29年　教育委員会第20回定例会　会議録

日　時　　平成29年11月28日（火）　　午後３時10分～午後４時10分
場　所　　教育委員会室

議事日程

第　１　議案

【子ども総務課】

（１）『議案第36号』幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（２）『議案第37号』議案第34号「千代田区立学校の入学に関する規則等の一部を改正する規則」の議決の取り消し

【学務課】

（１）『議案第38号』千代田区立学校の入学に関する規則の一部を改正する規則

第　２　報告

【子ども総務課】

（１）平成29年　区議会第４回定例会の報告

【児童・家庭支援センター】

（１）平成30年度　学童クラブ入会児童の募集

【指導課】

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成29年10月）

第　３　その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（12月５日号）掲載事項

出席委員（４名）

教育長	坂田　融朗
教育長職務代理者	中川　典子
教育委員	金丸　精孝
教育委員	長﨑　夢地

出席職員（８名）

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田　昌一
副参事（特命担当）	大井　良彦
子ども支援課長	加藤　伸昭
子育て推進課長	土谷　吉夫

子ども施設課長	小池　正敏
学務課長	柳　　晃一
指導課長	杉浦　伸一
指導課統括指導主事	佐藤　達哉

欠席委員（０名）

欠席職員（３名）

子ども部長	大矢　栄一
教育担当部長	小川　賢太郎
児童・家庭支援センター所長	新井　玉江

書記（２名）

総務係長	村松　紀彦
総務係員	松村　秀一

坂田教育長　それでは、ただいまから第20回の教育委員会を開催させていただきます。

まず、開催に先立ちまして、本日、傍聴の方が１名いらっしゃっております。傍聴は許可をしているということでございますので、ご了承ください。

それでは、本日の出席状況でございますけれども、委員につきましては全員出席ということで、この定例会は成立しております。ただ、事務局の側で、今般、本日は子ども部長、教育担当部長が、区議会の関係もございまして、欠席でございます。それから、児童・家庭支援センター所長は公務のため欠席で、子ども支援課長がおくれて参ります。学務課長も他の公務のため途中で退席となります。よろしくお願い申し上げます。

今回の署名委員は、長﨑委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。

◎日程第１　議案

子ども総務課

（１）『議案第36号』幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（２）『議案第37号』議案第34号「千代田区立学校の入学に関する規則等の一部を改正する規則」の議決の取り消し

学務課

（１）『議案第38号』千代田区立学校の入学に関する規則の一部を改正する規則

坂田教育長　まず、日程の第１、議案でございます。議案第36号、幼稚園教育職員の給

与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、子ども総務課長、ご説明をお願いします。

子ども総務課長　それでは、議案第36号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、本年の特別区人事委員会勧告を踏まえまして、給料表及びボーナスの一部である勤勉手当につきまして改定するものでございます。

なお、給与の改定内容につきましては、10月24日の第18回教育委員会にてご報告を申し上げました特別区人事委員会勧告の内容を完全実施するものでございます。

また、去る11月21日に、特別区区長会と職員団体及び労働組合との労使交渉が妥結に至っております。

次に、資料の項目２、改正概要でございます。

まず、改正条例の第１条関係といたしまして、１、給料については、公民較差0.13％を解消するため、給料表の引き上げ改定を行います。この施行日につきましては、公布の日からとし、平成29年４月１日にさかのぼって適用します。

次に、２、勤勉手当でございますが、いわゆるボーナスの一部をなす手当の支給月数の引き上げとしまして、再任用以外の一般職員及び管理職員について、12月期に0.10月を引き上げることにより、一般職員1.00月、管理職員1.20月とするものです。以下、再任用職員についても、一般職員及び管理職員について、12月期に0.05月を引き上げることにより、一般職員0.475月、管理職員0.575月とするものです。施行日は公布の日からとし、平成29年12月１日から適用します。

次に、改正条例の第２条関係といたしまして、先ほどご説明申し上げました第１条関係の勤勉手当、こちらの引き上げを踏まえまして、平成30年度からの支給月数の配分内訳を６月期と12月期に均等にならすものでございます。以上、この第２条関係の施行日につきましては、全て平成30年４月１日としております。

なお、新旧対照表及び新旧給料表を添付してございますが、こちらのご説明は省略させていただきます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

坂田教育長　はい。人事院勧告に従いまして、給料が若干引き上げられたと。公民較差解消ということでございます。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。人事院の件の勧告は、これでよろしいでしょうか。

（な　し）

坂田教育長　それでは、議案第36号の採決をさせていただきます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長　賛成、全員でございます。今回においては議決されたということでござい

ます。

子ども総務課長　ただいまの議案第36号につきましては、今後、区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会に対して意見聴取がある予定でございます。その際、本日の内容・趣旨と相違がない場合には、教育委員会として異議のない旨の回答をすることにつきまして、事前に皆様のご承認をお願いいたします。

坂田教育長　ということでございますが、委員の皆さまよろしいでしょうか。

（承認）

坂田教育長　ありがとうございます。

続きまして、議案第37号の、先般議決をいただいた議案第34号ですが、この千代田区立学校の入学に関する規則等の一部を改正する規則、これは先般の教育委員会で提案させていただいて、ご議決賜ったところですが、その議決について、こちらの事務的な不手際がございまして、取り消しさせていただきたいという趣旨のものでございます。

では、子ども総務課長よりご説明をお願いします。

子ども総務課長　この議案は、前回11月16日の第19回教育委員会定例会におきましてご議決いただいた規則について、法制執務上の誤りがございましたので、その議決を取り消しさせていただくものでございます。

議案の内容は、平成30年１月１日から実施される三崎町及び猿楽町の神田冠称に伴い、教育委員会が所管している「千代田区立学校の入学に関する規則」及び「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第２条第４号に定める保育等施設を定める規則」の２本について、関係施設の住所変更を一括して変更する規則として、前回の教育委員会にてご議決をいただきました。しかしながら、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第２条第４号に定める保育等施設を定める規則につきましては、改正内容が、区立幼稚園の住所、すなわち教育委員会所管の施設に関するものではございますものの、この規則につきましては、区長が制定した規則であり、区長の権限に属する事務の委任等に関する規則第２条の規定により、規則改正の権限は区長にあるということが議決後に判明いたしました。したがいまして、大変恐縮でございますが、前回のご議決を一度取り消しさせていただいた上で、千代田区立学校の入学に関する規則については、次の学務課からの議案にて改めてご議決を頂戴いたしたいと思います。

このたびは、私ども事務局の調査不足、区長部局との連携が不十分でありましたため、議決の取り消しという事態となってしまいましたこと、まことに申しわけございませんでした。深くおわび申し上げる次第でございます。

なお、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第２条第４号に定める保育等施設を定める規則につきましては、今後、区長部局が規則改正の起案を行い、関係課である子ども支援課等に合議をされた後、区長が決裁して改正する予定でございます。

ご説明は以上でございます。取り消しのご議決、何とぞよろしくお願い申

し上げます。

坂田教育長　ご説明いただきました。

先般、町名変更に伴って、教育施設、子ども施設の所在地の名称が変わりますよということで、２本の規則の所在地をあらわす内容のところだけ変更をいただくということを同時にお願いして、議決を承りました。そのうちの子どもの環境確保に関する条例施行規則については、これに基づいて私どもも事務を行うところですが、ただ、規則という規定の関係の権限は区長に留保されているということでございまして、その権限は区長の権限に属しますので、教育委員会として改廃を議決するものではないということがわかりました。従いまして、先般の議決は一回取り消しをさせていただきたいということでございます。そして、改めて片方の区立学校の入学に関する規則のほうで所在地をあらわしているもの、これを改めて一本だけ次の第38号でお願いするという趣旨のものです。

大変不手際で申しわけございませんでした。この点について、よろしいでしょうか。

金丸委員　結論としては、賛同するつもりですけれども、第一に取り消す必要があるのか、要するに効力はないわけですよね。区長部局に権限があって、教育委員会にないわけですから。この議決をしたとしても、議決の効力は発生しないということであるとすると、一体取り消す必要があるのかということです。

２番目の問題は、子育ての関係の条例、規則になってはいても、学校の管轄の問題だとすると、それが果たしてこの規則で、名前を「子育ての推進に関する」という言葉を入れると、全部それで網羅されてしまうのかということについては若干疑問があると。要するにどこの学校がどこの地区の子どもたちを入学させるかということを前提のものであるとすると、それは区長部局の権限ではなく、教育委員会の権限ではないかなという気もします。

この２つが疑問としてあって、そこだけちょっとご説明いただきたいと思っています。

坂田教育長　はい、どうぞ。

子ども総務課長　まず、１つ目のお尋ねの取り消す必要があるのかと、確かに金丸委員ご指摘のように、仮に議決をしたままにしておいたとしても、確かに教育委員会側でこの規則を改正という、そこまですることが現実にはできないということでございますので、やはり結果的に、仮にそのまま放置したとしても、その効果には変わりはないということはご指摘のとおりというふうに考えるところではございます。ただ、教育委員会として、間違えた議決を一旦していただいておりますので、やはりそこは一旦改めてきれいな形にさせていただいたほうが、わかりやすいといいますか、より明確になるということから、今般改めて手続を踏ませていただくというものでございます。

それから２点目でございますけれども、こちらは、この教育委員会に対して、区長が委任をしている根拠になっております、この区長の権限に属する

事務の委任等に関する規則、この定め方が、子育ての推進に関すること、これはこの事務を教育委員会に委任するという規定をしておりまして、ただし当該事務に係る条例その他、区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関することを除くと、このような規定をしております。したがいまして、この子育ての推進に関することという、こういった包括的なくくりで、どうしても今申し上げましたように、こういった次世代育成関係の事務につきましては、区長部局との条例、規則の制定、改正については、入り組みが生じてしまうということでございます。

ご説明は以上でございます。

金丸委員　どうも私の質問の仕方が悪かっただろうと思うのですが、私の言いたいということは、子育ての推進に関することが区長の権限で、教育委員会に委任されているということは、この文章でよくわかります。ただ、このときに、子育ての推進となると、学校の管轄の問題まで子育ての推進になるのかというと、通常はならないのではないかという認識があるものですから、どんなものだろうかということです。

坂田教育長　学校の管轄ですか……

金丸委員　要するに、どこの地区がどこの小学校、もしくは中学校に、中学校は別ですね、小学校に入学する子どもたちのいる場所かということを、言ってみれば、規定しているところですのでね。そうすると、学校そのものの、どこの学校にどこの子どもたちが行くかという問題は、子育ての推進に関することとはちょっと違うのではないかと私自身は思うのですが……

坂田教育長　わかりました。それは、だから次の議案ということで。

子ども総務課長　すみません、私の今のお答えが、ちょっと中途半端で大変申しわけありません。今お尋ねの学校の所在地の部分は、そこは次の議案の学務課のほうから改めてご提案をさせていただく規則の改正で、それをお願いするものです。先ほど申し上げました取り消しをしていただくものは、もう１本の方でございます。

坂田教育長　環境の確保に関する条例のほうですね。

子ども総務課長　ええ。子どもが健やかに育つための環境の確保の条例のこの規則、この部分が響いて、それで、これと先ほどの学務の学校の住所変更の規則、その２本を一本化して改正をお願いしたものですから、それで今回、その部分だけ取り消しということです。

坂田教育長　そうですね、ただちょっとなかなかわかりにくい。実は、先般の教育委員会での議決をいただいたのは２本の規則です。それは、１つはここを「等」でまとめていますけれども、議案第34号、千代田区立学校の入学に関する規則等の一部を改正する規則ということで、実はこの規則、入学に関する規則と子どもの環境確保に関する規則、この２本を前回、所在地の町名が変わりますということで変更させていただきました。しかしながら、その子どもの環境確保に関する条例の施行規則のほうは、これは区長にまだ権限が留保されているということが、区長部局からのご指摘をいただいたものですから、

それでは２本一遍の議案を一旦廃止し、そして教育プロパーの問題である区立学校の入学に関する規則、これは学校のまさに所在地とかエリアの問題ですが、それについて、改めて一本だけ次の議案で了承を得たいということですね。

前回２本を一遍に変えたけれども、そのうちの１本は、実はうちの権限に属さない。そこは、金丸委員がご指摘のように、そのままにしておいても当然に無効だという考え方もあろうかと思います。権限のないものを決定しているのですから。それは当然に無効だということも言えなくはないのですが、そうしますと、痕跡だけはずっと残ってしまうということになりますので、それも一回はきちっと形式上取り消して、改めてこの本来教育が議決すべき１本だけの規則、これについて改めて議決をとりたいということが事務局の趣旨でございます。申しわけございませんでした。相当わかりにくくて。

金丸委員　非常にわかりにくくて、これに添付されていましたと当初送られてきたものだから、取り消されるべき決議という、議案第34号、千代田区立学校の入学に関する規則等の一部を改正する規則というのが、入学に関するものではないかというふうに見えまして。

坂田教育長　そうですね。「規則等」の「等」というものは、実は「等」がそれを代表選手にしていますけど、もう１本の規則もあったわけですね。２本の規則をこういう名称で出したということでございまして、そのうちの、もう一つの規則のほうが、実はうちの権限ではなかったということでございます。

ですので、名称からすると何か全然変わっていないかのように見えるのですが、議案第38号を見ますと、「区立学校の入学に関する規則の一部」です、つまり「等」が外れています。これで、この１本だけということでございますので、大変見た目からしてよくわからないようなところがあるのですが、ひとつそういうことでご理解賜れればと思います。

では、議案第37号につきましては、そういうことで取り消しをさせていただきたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（了　承）

坂田教育長　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

引き続いて、議案第38号でございますが、改めて区立学校の入学に関する規則、これは町名の変更、前回と同じ内容でございます。１本だけでございます。これについて改正をするということです。これの説明は特段要らないですね。

それでは、改めましてこの議案第38号の採決をさせていただきたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

坂田教育長　ありがとうございます。それでは、議案第38号を決定ということにさせていただきます。

◎日程第２　報告

子ども総務課

（１）平成29年　区議会第４回定例会の報告

児童・家庭支援センター

（１）平成30年度　学童クラブ入会児童の募集

指導課

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成29年10月）

坂田教育長　引き続きまして、日程第２、報告に入ります。

平成29年区議会第４回定例会の報告についてです。

それでは、子ども総務課長から説明をお願いします。

子ども総務課長　それでは、第４回千代田区議会定例会、現在開会中でございますが、まず、こちらの区長招集挨拶のほうをこちらにおつけしてございまして、それから、定例会の日程でございますけれども、こちらは12月11日が最終日ということで会期設定がされているものでございます。

それから、発言通告でございますが、各議員からの質問の趣旨、概要でございますが、まず、各会派からの代表質問でございます。

まず、自民党、この黄色のマーカーといいますか、網かけの質問項目が教育委員会子ども部関連の質問ということでございます。それから新しい千代田のはやお議員は、教育委員会そのものずばりについてお尋ねになるというものでございます。それから、フレンドホーム、これは紡ぐ会民進ですね。

続いて、一般質問のほうでございますが、こちらも、自民党の永田議員、それから池田議員、新しい千代田の林議員、共産党の牛尾議員、同じく飯島議員、以上の各議員の皆さんからご質問がされるということでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長　はい。相当各会派の方々から、子育て、教育に対する注目度は高いということでございまして、大変応えるのに難儀をしているところでございます。

これも本来でしたら、教育委員の皆さんに本当はちょっと見ていただきたいなというふうに思うのですが、質問もぎりぎりにしか出てこないものですからなかなか難しいところです。発言通告で実はこういう要旨は出ているのですが、それが数ページにわたって質問されるという中で、ぎりぎりに書いていらっしゃる質問者も多いものですが、それに対してこちらで答えを用意するのです。本来はちょっと、４人で協議もしたいような話が相当あるのです。ただ、そこはちょっと、後ほどということになってしまいますけれども。今こういうことが問われていると、それで、議会というものは、少なくともそういう区民の方が背後にいて、その方々の意見をもって、自分の言葉に変えて質問していますので、地域の中でそういう注目度というか、こういう点について、皆さん不安なり疑問なりを持っているのだなということは、ここからはかり知ることはできるということですね。

「食を通じた」とか、確かにさまざまな取り組みはいろいろな自治体でされていますから、そういったことも含めて、今後考えていかなければいけないですよね。

中川委員　１つ、いいですか。これは29日、30日が継続会になっていますけど、この質問に対して答えるのは、この継続会でなさるのですか。

坂田教育長　はい、あしたは29日ですね。あしたが代表質問すべてと一般質問の３人ぐらいですね。３人の方だけがあした、それを我々とやりとりをするということです。その翌日に、30日に残りの一般質問ということでございます。

子ども部関係の質問は、ほかの部署より相当多いですね、いつも。

中川委員　ですから、今、教育長がおっしゃっていたように、これはどういう答えをするかということは、本当はもう少し私たちも考える時間があれば。

坂田教育長　うん。本当は共有したい。

中川委員　したらいいし、これだけの問題、いろいろありますよね。乳幼児の保育、教育のあり方についてとか、全部ですけれども。これに対して、私たちが後になって聞くということは、これは前からずっとですけれども、もう少し早く質問をいただいて、何か私たちの考えがあれば、それを言う機会というものをつくっていただけるような仕組みというものができればいいなというふうに思っていますけど。

坂田教育長　そうですよね。これは議会の運営の仕組みの中で、議会サイドで決定権のある話なので、こちらから何とも言えないところですけれども。区長の招集挨拶を受けて、それは１週間前ですね。その招集挨拶の、その日の夕方５時までに発言の通告をしなさいと。その通告の中身というものは、まさにタイトルだけです。読んでこんなことを聞きますよという。その中身が出そろってくるのが、実はもう答弁しなければいけない継続会の２日前とかいうことになっているのです。１日前、２日前です。ですので、それが来てから我々は答弁を総力挙げてつくり込むというような流れになってしまっているものですから、なかなかいとまがないという状況です。そこは何とか共有できないかというふうに思ってはいるのですが……

ただ、この質問は、後からということはもちろん、そういう形にもなるのですが、やっぱり常に問われていることが、継続的に問われているものもあるでしょうし、これはいつも変わったことを言ってくるというわけでもないので、ここはやっぱり一回答弁したものを、これでよかったかという議論もしたほうがいいような気はします。それは必ず次も問われますから。そういう意味では、今の流れからは、先立ってということはなかなか難しいですけど、でも、一回じっくり委員会の中で議論をしてみて、今後の答弁のあり方も考えてみたい……

中川委員　答弁のかわりということですよね。

坂田教育長　はい。次の質問に対してはこうだねということになってくるかと思いますので。そんな工夫をちょっと考えたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何か質問されていることで、これはキーだねとか。これはどういう

ことなのというものがあったら、ちょっとご質問いただければ。特になければ、今後ちょっとやり方を考えたいと思います。

よろしいですか。

（な　し）

坂田教育長　ありがとうございます。

それでは、第４回定例会についての報告は終わります。

次に、平成30年度の学童クラブ入会児童の募集についてということで、本日はセンター所長が欠席でございますので、子ども総務課長、かわってお願いいたします。

子ども総務課長　それでは、平成30年度学童クラブ入会につきましてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、学童クラブの入会の申し込みを、例年と同じように、期間を定めまして、区の広報12月５日号並びにホームページに掲載いたしまして、申し込みの受け付けをさせていただくというものでございます。

学童クラブ、これは入会の期間が単年度でございますので、来年４月１日から再来年の３月31日までの入会期間の分につきまして、こちらのお申し込みの受け付けを、来年１月６日から２月３日まで、この期間で申し込みの受け付けをさせていただくというものでございます。

こちらの学童クラブ利用申請書につきましては、12月５日から各学童クラブのほうでお配りさせていただきまして、入会の決定のご通知につきましては、来年の２月28日までに発送させていただくというものでございます。

あわせて、資料といたしまして、学童クラブ入会のしおりを添付してございます。こちらにつきましては、内容等は特に変更になっておりません。

本件、ご説明は以上でございます。

坂田教育長　はい、ありがとうございます。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

中川委員　学童クラブのしおりと、それからこのご案内というものは、具体的に一つ一つの違いがよく書いてあって、よくできているのではないかなというふうに思いますね。

坂田教育長　ありがとうございます。

中川委員　こういうふうになれば、保護者の方もいろいろな選択肢があって安心するのではないかなと。それから、後ろのほうの学童クラブで何をするという、この雲みたいな中にこういうふうに書いてある、こういうような工夫というものは、今回はすごくよくできているなというふうに思いました。

それはそれで本当にすばらしいのですが、学童クラブ入会のしおりの２ページです。兄弟が入会している場合」という、いつも言葉にこだわってしまいますけど、「あに」「おとうと」と書いてあるのですが、これはやっぱり、もう今の時代は、平仮名で「きょうだい」にするか、「兄弟姉妹」というふうにしないと、ちょっとまずいかなというふうに思います。

子ども総務課長　大変貴重なご指摘をありがとうございます。早速、児童・家庭支援センターの所長のほうにもしっかり申し伝えまして、こちらのほう、まだ修正が間に合うタイミングであれば、修正をかけさせていただきたいと思います。もし、もう修正が間に合わない場合は、大変申しわけないのですが、次回しっかり、そこはまた、改めさせていただきたいと思います。

中川委員　ほかの書類や何かでもそうだと思うので、それはどんなところでも気をつけていただきたいと思います。

子ども総務課長　この書類に限らず、もしこういった表現があるような申請書類等がありましたら、そこはまた改めて、点検をさせていただきたいと思います。

坂田教育長　はい。そういうご指摘でございました。やっぱり平仮名にしているのですかね。

中川委員　そういうときもあるし。平仮名だと一番いいですね。それか、漢字で「兄弟姉妹」。

坂田教育長　難しいですね。

金丸委員　難しいですね。「姉妹」と書いて、きょうだいと読ませることもありますので。平仮名で「きょうだい」とやりますよね。ＬＧＢＴの問題があるので。男女という区別自身もおかしいのではないかという意見も、この中にあるわけですよね。

坂田教育長　そうですね。

そこは、ほかの分掌はどうですか。例えば子ども支援課長。

子ども支援課長　今回、子ども支援課のほうで発行させていただいた幼稚園や保育園のお申し込みについては、「きょうだい」と書かせていただいているところには、平仮名で書かせていただいております。

坂田教育長　そうですか。わかりました。

では、そういうことで、各部署、ひとつそこら辺は気をつけていただきたいと思います。

それでは、報告、これにつきましてはよろしいですかね。

（な　し）

坂田教育長　それでは、次に、いじめ、不登校の報告ですね。指導課長よりお願いします。

指導課長　それでは、いじめ、不登校、適応指導教室、10月の状況についてご報告いたします。

まず、いじめについてですが、今月は新たに４年生で１件の報告がありました。解消報告はございませんでしたので、今年度の累計は14件、現在いじめの対応件数は、小学校で９件、中学校で２件の合計11件となります。

続いて、不登校についての報告です。今月は新たに、小学校で３件、中学校・中等教育学校で５件の報告がありました。これにより、小学校では９件、中学校・中等教育学校では30件、合計39件となりました。また、不登校児童・生徒のうち、中・中等教育学校で６名が学校復帰を果たしております。よって、現在、不登校状態にある児童・生徒数は、全員で33名です。

最後に、適応指導教室の利用者数です。今月は、正式に入室した者はありませんので、増減がありませんが、小学校５年生２名と中学校１年生１名が、現在体験入室中でございます。

報告は以上でございます。

坂田教育長　はい。という状況でございますが、何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

金丸委員　よろしいでしょうか。不登校者数が、ここで急激にふえていますよね。何かこれの原因としては思い当たることはあるのでしょうか。

指導課長　不登校者数は、病欠を抜いた不登校者数、30日を超えた児童・生徒数ということでございまして、主なものは、体調不良、原因は不明ですが、なかなか朝起きられないとか、多くの者は体調不良が続きまして、それが30日を超えて、今月特に数がふえたという状況でございます。

ちなみに、いじめ等の重大事件に至るような理由で、不登校に発展している例は現在ございません。

坂田教育長　はい。よろしいですか。

中川委員　もう一回、確認ですけど。その30日以上というものは、病欠で30日ということですか。

指導課長　病気等の欠席については、例えば大きなけがをして、入院していて30日を超えているとか、そういったものは除いた上で、何らかの心因的な原因により学校に来られないという状況の児童・生徒を、不登校児童・生徒数という形でこちらに示してございます。

中川委員　いつも思うのですが、どういう理由かというのを、やっぱりもう少し具体的に知りたいなというふうにいつも思っているのですが。それは難しいのでしょうか。

指導課長　そういった部分は、かなりプライベートな状況がございますので、原因については報告を受けているのですが、公的な場面での公表は差し控えさせていただいております。ただし、個々の内容については、しっかりとスクールカウンセラーや関係機関とつないで、学校と連携をとりながら対応しております。

金丸委員　確認です。病欠を除くという意味は、休んでいる子の中で、診断書を出している人は病欠になって、出していないから、今言ったようなものになるという、そういう分け方なのでしょうか。

指導課長　そういう分け方ではないのですが、心因性の原因で学校に来られないという人たちが不登校という形になります。診断書が出ていなくても、人間関係の中で、うまく学校に行けないとか、そういったものも含めて不登校としていますので、診断書の有無で分けているということはしていません。

金丸委員　再確認ですけれども、要するに例えば精神内科みたいなところが、心因性という診断書を出したとしても、この表の中には入ってくると、こういうふうに理解すればいいのですね。

指導課長　そうですね。

坂田教育長　ありがとうございます。
ほかにございますか。よろしいですか。

長崎委員　10月で30日の子がふえて人数が増加したということは、例年11月、12月と、３月に近づくにつれて人数もふえてくるものなのですか。

指導課長　はい。そのとおりでございます。これは年度単位で行っておりまして、４月１日から始めます。当然４月の間は、30日を超える日数の授業はないので、ゼロという報告でございます。その後、30日を超える、ずっと休んでいる子は、５月、６月あたりからカウントに入ってきます。ちょくちょく休んでいた子が、徐々に休み始めて、30日を超えると、それ以降、７月、また９月になってという形でふえてきますので、長崎委員がおっしゃるように、どんどん人数がふえていきます。

ただ、きょうも報告をさせていただきましたが、そうした中、30日を超えて不登校に入ってしまったけれども、例えば10月に頑張って学校に来られるようになったと、そういった場合、１カ月の中で５日以上欠席がない場合は、復帰とみなしますので、学校復帰したということで、今月は６名の生徒が学校復帰を果たしているという状況です。単純にふえていくというわけではなくて、学校に来られるようになって、復帰した方々はその数字から減らしていくという形になります。

長崎委員　33件というものは、昨年度に比べるとどうなのですか。

指導課長　今、比較の資料がちょっとございませんので、また後日、報告をさせていただきます。すみません。

坂田教育長　よろしいですか。

（了　承）

坂田教育長　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

（な　し）

坂田教育長　それでは、その報告は一応終わりということにさせていただきます。

◎日程第３　その他

子ども総務課

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（12月５日号）掲載事項

坂田教育長　日程第３、その他に入ります。
子ども総務課長より報告願います。

子ども総務課長　それでは、教育委員会行事予定表、並びに広報千代田12月５日掲載事項につきまして、ご報告申し上げます。

まず、教育委員会行事予定表でございますが、こちらにつきましては、本日から12月15日、そして来年１月４日までの期間の行事につきまして、一覧で掲載をしたものでございます。

こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。

続きまして、広報千代田の12月５日掲載予定の事項一覧でございます。

こちらにつきましては、児童・家庭支援センターにおける事業、そして九段中等教育学校のコンサート、そして文化振興課の事業一覧、生涯学習・スポーツ課における事業一覧といった掲載事項でございます。

こちらにつきまして、ご報告は以上でございます。

坂田教育長　ありがとうございます。

何かご質問はございますか。よろしいですか。

お願いいたします。

金丸委員　もしわかっていれば今のうちに教えておいてもらって、予定表に入れたいのですが、賀詞交換会は１月５日ですか。

子ども総務課長　はい、１月５日です。

金丸先生　そうですか。だからこれには入らないということですね。

子ども総務課長　そうです。

坂田教育長　はい。そういうことでございます。他によろしいですか。

坂田教育長　では、そういうことでございますので、できる限りご参加いただければということでございます。

ほかに何か報告がございましたら、どうぞ。

指導課長　前回、金丸委員からご質問がございました部活動、または働き方改革についての静岡市の中学校のガイドラインについてご報告させていただきます。

まだこれは案の段階でございますが、静岡市の教育委員会が制定しました案のパブリックコメントを調査いたしました。部活動のあるべき姿を明確にし、国に先駆けて、静岡市立中学校部活動ガイドラインというものを策定されているそうです。

このアピールポイントとしましては、適正な休養を確保すると、これは生徒ですね、生徒が心身のバランスをとるために、適正な休養を確保する目的、そしてなかなか指導のできない教員にかわって、効率的な技術指導ができる多様な外部の人材を活用するということ、そして、最後、部活動の適正化を図り、教員の多忙化に絡んで、適正化を図り、働き方改革の取り組みをしていくという、このような目的で進めているガイドラインでございます。

その中で、まだこの詳細は示されておりませんが、指導５原則を規定するという形で、内容を規定しています。

また、活動日や活動時間の設定基準を明確にしていくということですね。さらに、教育委員会がライセンスを附与した外部人材の登用、部活動指導に充てていくというような形で、今人材を募集しております。また、この内容について、パブリックコメントで広く市民から意見を聴取しているという状況でございます。

この件に関しまして、補足をさせていただきますと、文科省は、この８月に、学校における働き方改革特別部会というものを開きまして、緊急提言を示しております。また、東京都教育委員会は、11月に学校における働き方改革推進プランを示して、教職員の業務の改善を推進していくという提言をし

ています。

都のプランの中では、週当たりの在校時間を60時間未満にする、ひいては、１日当たりの在校時間を11時間以内にするというような規定をつくっております。また、部活動で土日のどちらかは休養できるようにすることという形で、教員にも働きかけを行うという形で、本区としましても、都の提示しております、この部活動指導員というものを配置することによって、今まではできなかった通常の技術指導だけではなくて、大会に参加するための諸手続などもこの方にお任せすると。また、休日の引率、部活動の練習試合とか大会の引率も、先生は行かなくても、この方だけに引率していただけるような制度を今整えている状況でございます。

また、このほかにも、金丸委員がご提示していただいた各市町村の政策なども情報収集しながら、本区としてもできる限りこうした教員の勤務の負担軽減や部活動指導、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

金丸委員　ありがとうございます。

坂田教育長　どうもありがとうございました。

ほかにございますか。事務局はいいですね。

金丸委員　余分なことで。今のことにも関連するのだと思うのですが、教員が足りないというたしかニュースが、毎日新聞か何かに載っていて、東京都も３人足りないとあったかと思います。そういう状況を解消する方向にというか、千代田区には少なくとも人が集まる方向に持っていきたいなという希望が１つあります。他方で、今度は、あれはどこの新聞だったか忘れましたけれども、子育てがしやすい市区町村ですか、県ですかの一覧表があって、豊島区が１位になって、２位が港区で、そのほかにもたしか東京都内の自治体が数カ所あるのですが、なぜか千代田区が載っていない、それを見て、悔しく~~畜生と~~思いました。やっぱりその辺も研究する必要があるのかなという感じはしました。

坂田教育長　そうですね。

金丸委員　ちなみに港区は、病気の子どもの保育についての手当てが厚いことが高得点をとっていたようです。

坂田教育長　ありがとうございます。

何か見たことはありますか。

子ども支援課長　はい。多分日経新聞かなと思います。毎年この時期に、日経デュアルというインターネットのホームページのサイトと組んで、日経新聞のほうで、子育てのしやすいまち、全国の自治体100位とかというものを報道されていらっしゃるので、それかなとは思います。

港区の病児保育、たしかあそこは４カ所、病児保育をやっている箇所があるとは聞いておりまして、来年度たしか２つまたふやすとかという話も、担当の課長さんから聞いておりますので、そういう手厚いことをやられているのかなとは思ってはおります。

豊島区は、今年度うちと同じく待機児童ゼロを達成したといったところが評価されたのではないのかなというふうに推測いたします。

以上です。

坂田教育長　はい、ありがとうございます。

豊島の待機児童ゼロというのは、一気に保育園をふやして。

子ども支援課長　保育園をふやしたのと、あとは、うちと同様、居宅訪問型保育事業を行っています。

金丸委員　ちなみに、豊島区はたしか保育料も安いと書いてありました。

子ども支援課長　保育料は、多分23区の中で、平成27年度の子ども・子育て支援新制度を改正したときに、うちと葛飾と、あと、北だったか、荒川だったかちょっと覚えていないのですが、５万7,500円、一番高い所得層でも５万7,500円にさせていただいている３つの区のうちの千代田は１つですので、保育料の安さに関しては、豊島区よりはまさっているのではないかなとは推測いたします。

坂田教育長　ということは、それでもだめだということは、サービスに問題があるかと。

金丸委員　というか、豊島区はそもそも自治体が消滅するのではないかという話もあったようなところなのに。それと比べて千代田区が下だということはもう、私としては納得できないなと。

坂田教育長　そうですよね。だから、消滅する自治体にも入っていたわけですよね、豊島区は。だから、それがばねになっているのですかね。子どもを育てられるまちということは随分取り組みをやっていらっしゃる。

ちょっと、いろいろな自治体も参考にしながら、やっぱり今の時代に合ったものに、本当に地域需要に合ったものにシフトしてやっていくということをしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

（な　し）

坂田教育長　それでは、本日の定例会はこれをもちまして終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。